

令和2年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が施行され、平成19年度決算から、市の財政が健全であるかを判断するための指標である「健全化判断比率」と地方公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標である「資金不足比率」の公表が義務付けられています。財政健全化法では、これらの比率のうち、どれかひとつでも国が定める基準を超えると、その基準に応じて、財政健全化計画または財政再生計画、地方公営企業では経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

新発田市の令和2年度決算に基づき算定した指標は、次のとおりでいずれも早期健全化基準と財政再生基準を下回っており、財政は良好な状況にあるといえますが、今後も適正な財政運営に努めます。

1 健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
平成30年度	—	—	7.7	66.6
令和元年度	—	—	7.3	63.0
令和2年度	—	—	7.0	59.0
前年度比較	—	—	▲ 0.3	▲ 4.0
早期健全化基準	11.98	16.98	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字を生じていないため「—」で表示しています。

※早期健全化基準は、自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準（黄色信号）で、この基準を超えると財政健全化計画の策定等が求められます。この基準は、各自治体の財政規模に応じて異なります。

※財政再生基準は、国等の関与による確実な再生が必要な水準（赤信号）で、これを超えると財政再生計画を策定し、国などから厳しい財政再生が求められます。

① 市の基本的な会計に、赤字はどのくらいあるの？
実質赤字比率 ⇒ 赤字はありません。

実質赤字比率とは、福祉・教育・まちづくりなどを行う一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

令和2年度決算では、一般会計等は赤字がなく、実質赤字比率は「なし」となっています。

② 市全体の会計に、赤字はどのくらいあるの？
連結実質赤字比率 ⇒ 赤字はありません。

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、市全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

令和2年度決算では、新発田市全体として赤字がなく、連結実質赤字比率は「なし」となっています。

③ 借金の返済などにどのくらい支払っているの？

実質公債費比率 ⇒ 7.0%

(地方債の元利償還金等+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率とは、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものであり、3か年平均の比較では0.3ポイントの良化となっています。(7.3→7.0)

分子では、旧合併特例事業債等の元利償還金が減少しましたが、それ以上に公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(下水道事業の繰入金)や、一部事務組合等(新発田地域広域事務組合)の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金が増加しました。控除されるべき基準財政需要額算入額については、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(地域振興費(人口)、道路橋りょう費等)が減少したこと等により、減少となりました。以上から、実質公債費全体は前年度より増加しました。

分母となる「標準財政規模」は、地方消費税交付金が増加したことにより、標準収入額等が増加し、控除されるべき基準財政需要額算入額の減少もあり、前年度より増加しました。

分子、分母とも増加していますが、分子の増加割合の方が高く、結果的に実質公債費比率は、単年度比較では前年度より悪化(6.48→6.75)していますが、3か年平均では、前年度より0.3ポイントの良化となっています。

なお、当市の実質公債費比率は、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好といえます。

④ 今後どのくらいの負担が見込まれるの？

将来負担比率 ⇒ 59.0%

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

(標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担比率とは、一般会計等の借入金(地方債)や将来支払う可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

分子となる「将来負担額」は、普通会計で地方債の償還が進み地方債の現在高が減少したことで、前年度よりも減少しました。また、控除されるべき「充当可能財源等」も、「充当可能基金」、「基準財政需要額算入見込額」の減少により、前年度よりも減少しました。「将来負担額」、控除されるべき「充当可能財源等」ともに減少しておりますが、「将来負担額」の減少幅の方が大きく、分子は前年度よりも減少しました。

分母となる「標準財政規模」は、前年同様、臨時財政対策債発行可能額が減少しましたが、地方消費税交付金が増加したことで標準収入額等が増加し、前年度より増加しました。控除されるべき基準財政需要額算入額の減少もあり、分母は増加しました。

分子が減少し、分母が増加したため、将来負担比率は前年度より良化しています。(63.0→59.0)

なお、当市の将来負担比率は、早期健全化基準の350.0%を下回っており、良好といえます。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率			経営健全化基準
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
食品工業団地造成事業特別会計	—	—	—	20.0

※資金不足比率は、資金不足を生じていないため「—」で表示しています。

※経営健全化基準は、公営企業における早期健全化基準に相当するものです。

公営企業の資金不足はどのくらいあるの？

資金不足比率 ⇒ 資金不足を生じている会計はありません。

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入などの規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

令和2年度決算では、対象となる4つの会計のいずれについても資金不足がなく、資金不足比率は「なし」となっています。